

西日本高速道路株式会社と関西電力株式会社の 連携に関する協定について

～ 災害時の相互連携に向けて ～



平成30年1月31日
西日本高速道路株式会社
関西電力株式会社

1. 協定概要

○ 協定の名称

「西日本高速道路株式会社と関西電力株式会社の連携に関する協定」

○ 目的

災害発生時における迅速な被災地復旧活動の展開を目的とし、円滑な相互連携を図る。

○ 締結者

- ・ 西日本高速道路株式会社
- ・ 関西電力株式会社

代表取締役社長
取締役社長

石塚 由成
岩根 茂樹

2. 連携内容



<平時>

- 連携訓練、連絡会議および災害対応研修の実施

<災害時>

- 緊急車両等が移動の際に発見した道路の被害状況等の提供
- 電力施設等の被害状況及び停電・復旧状況に関する情報提供

- 緊急車両等の通行経路に関する情報提供
- 災害時の拠点となるサービスエリア・パーキングエリアの提供

～災害発生時における円滑な相互連携協力～

迅速な被災地復旧活動を展開



3. 協定の範囲

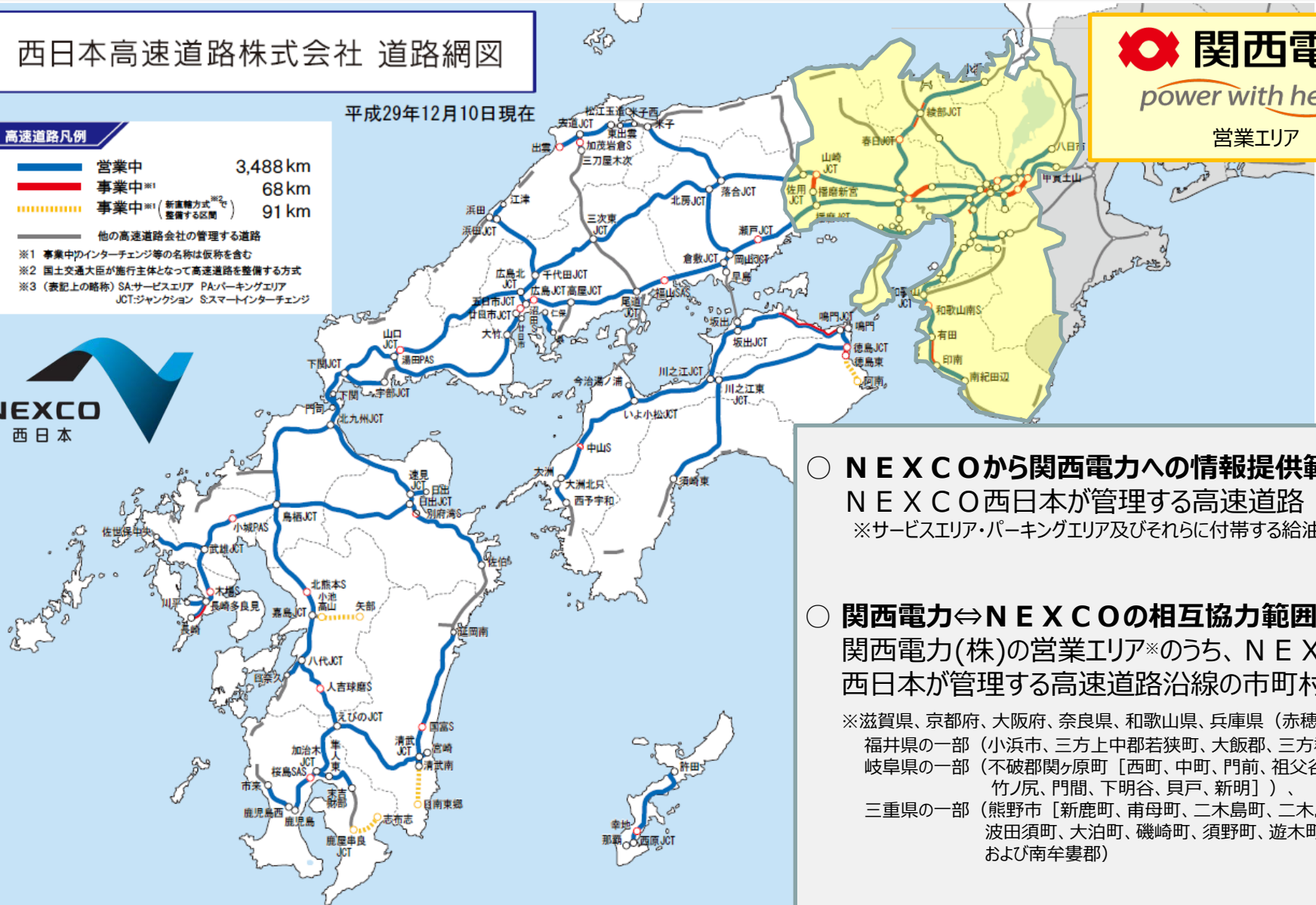
西日本高速道路株式会社 道路網図

平成29年12月10日現在



高速道路凡例

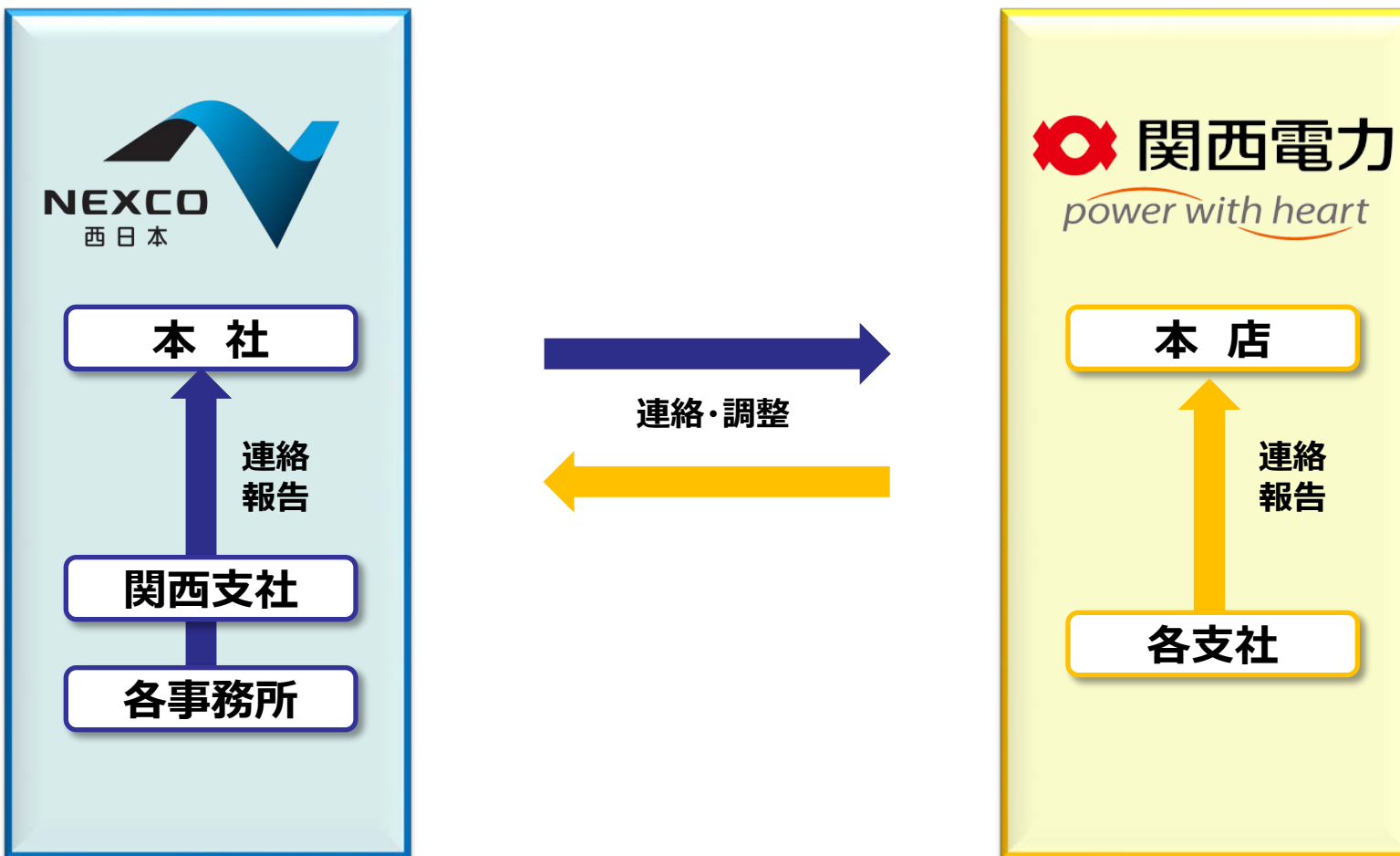
- 営業中 3,488 km
 - 事業中※1 68 km
 - - - 事業中※1 (新道方式※2で整備する区間) 91 km
 - 他的高速道路会社の管理する道路
- ※1 事業中のインターチェンジ等の名称は仮称を含む
 ※2 国土交通大臣が施行主体となって高速道路を整備する方式
 ※3 (表記上の略称) SA:サービスエリア PA:パーキングエリア
 JCT:ジャンクション S:スマートインターチェンジ



- **NEXCOから関西電力への情報提供範囲**
 NEXCO西日本が管理する高速道路
 ※サービスエリア・パーキングエリア及びそれらに付帯する給油所を含む。
- **関西電力⇔NEXCOの相互協力範囲**
 関西電力(株)の営業エリア※のうち、NEXCO西日本が管理する高速道路沿線の市町村
 ※滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県 (赤穂市福浦を除く)。
 福井県の一部 (小浜市、三方上中郡若狭町、大飯郡、三方郡)
 岐阜県の一部 (不破郡関ヶ原町 [西町、中町、門前、祖父谷、平井、竹ノ尻、門間、下明谷、貝戸、新明])、
 三重県の一部 (熊野市 [新鹿町、南母町、二木島町、二木島里町、波田須町、大泊町、磯崎町、須野町、遊木町を除く。] および南牟婁郡)

4. 連絡態勢の確立

- 災害発生時に連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報を共有



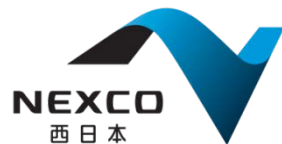
5. NEXCO西日本による関西電力への協力

○災害時には相互協力を実施

災害が発生し相互協力が必要と判断した場合には、自らが行う業務に支障のない範囲で相互に協力し、被災地の迅速な復旧に貢献する



連携



緊急開口部の活用



緊急車両・災害対応車両の通行



サービスエリア等スペースの利用



早期送電



被災地の復旧

6. 関西電力によるNEXCO西日本への協力

○災害時には相互協力を実施

災害が発生し相互協力が必要と判断した場合には、自らが行う業務に支障のない範囲で相互に協力し、被災地の迅速な復旧に貢献する



連携



緊急車両等が移動の際に
発見した道路被害情報



例) 一般道を移動中に発見した損傷

停電・復旧状況の情報提供



早期道路復旧



被災地の復旧

7. 平常時からの災害復旧に関する連携・交流等

○災害時に備え、平常時から「顔の見える関係」の構築

災害発生時に備え、平常時から災害対応の課題を共有し、相互の役割などを継続的に双方で確認
各種連携訓練・連絡会議・災害対応研修を通じて、災害対応力の強化を図る

・各種連携訓練



・連絡会議



・災害対応研修



8. 緊急車両等の通行経路イメージ（参考）

- 被災状況を踏まえた高速道路の通行帯と緊急開口部の活用により緊急車両等がいち早く被災地域へ到着することが可能になる

